

総務課 課長 殿
 庶務課 課長
 法制課 課長
 文書課 課長
 広報課 課長

一般社団法人 日本経営協会
 常務理事・中部本部長 大久保 若穂

<名古屋地区>NOMA行政管理講座開催のご案内

<平成 30 年 7 月 10 日(火)~11 日(水)開催>

自治体職員が知っておくべき著作権・商標権 知的財産の法律と対応実務

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、各自治体では広報誌、インターネット著作物、キャラクターなど様々な知的財産が増えるにつれ、これらの二次的利用などトラブルがみられるようになりました。また、地域ブランドの権利化を目指す自治体も増えています。これらの知的財産の適切な管理のためには自治体職員が知的財産法の知識を習得し正しく理解しなければなりません。そこで今回、適切な利用方法だけでなく、侵害等におけるトラブル事例を取り上げ、自治体職員として知っておくべき著作権・商標権等の知的財産について、法制度の基本的知識からケーススタディを通じた実践・実務までを解説いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位の方々のご参加と担当者のご派遣をお願い申し上げます。

敬具

記

日 時:平成30年7月10日(火) 13:00~17:00

7月11日(水) 10:00~16:00

会 場: NHK 名古屋放送センタービル内教室

講 師: 楠井法律事務所 弁護士・弁理士 岡 浩喜 氏

参加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合 計
NOMA会員	29,000 円	2,320 円	31,320 円
一 般	32,000 円	2,560 円	34,560 円

申込方法: 裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等下記へお申し込みください。折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・負担金は返却いたしかねますので、ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。必要な場合はご連絡下さい。

キャンセル: お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。

開催日の3営業日前~前日までのキャンセルは受講料の30%、開催日当日のキャンセルは100%をキャンセルとして申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご承ください。

ご宿泊(ご参考): 本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申し込みくださいますようお願いいたします。

※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることを申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます
 ※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

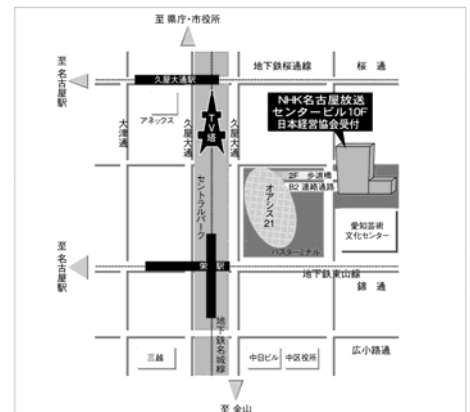
ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円~13,000 円(15~20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円~	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3411

お問合せ: 一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当: 竹本・里見)

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 ホームページ <http://noma-chubu.jp/>

※お問合せは、平日の9:15~17:15をお願いいたします。



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
 地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
 地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分

【中部国際空港より】
 名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
 ※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

◇ プログラム ◇

1 行政における知的財産権とトラブル

北海道庁事件、ひこにゃん事件等のトラブル事例

2 知的財産権法と情報保護の政策

知的資産(=情報)を保護するために法律がはたす役割と社会活動に与える影響をはじめから丁寧に考える

3 知的財産権法の概要

- ① 特許法・意匠法・商標法・著作権法・不正競争防止法の概説と適用範囲
- ② 肖像権の概要

4 著作権法の基礎

- ① 著作権法の法目的
- ② 保護される著作権とその内容
- ③ 創作者と権利者の異同
- ④ ケーススタディ

5 著作物の利用

- ① 著作権の保護期間、許諾、パブリックドメイン
- ② 著作権の制限
私的利用のための複製、図書館等における複製、引用、学校等での利用、営利を目的としない上演など
- ③ 著作物の利用に関する判例の検討
- ④ ケーススタディ

6 特に注意すべき著作権の取り扱い

- ① ソフトウェアとライセンス契約
- ② イラストとプレゼンテーション、広報雑誌、広告
- ③ コンテストの応募作品

7 著作権の侵害

- ① 侵害の有無の判断基準
- ② 侵害に対する対処方法
- ③ 刑事処分

8 著作権まとめ

ケーススタディ

9 商標法の基礎

- ① 商標法の法目的
- ② 商標権の種類
- ③ 特殊な商標(音、立体、地域団体商標等)

10 商標権の効力

- ① 商標法の法目的
- ② 商標権の効力
- ③ 商標の類似とその判断方法
- ④ 商標権の存続期間
- ⑤ 商標の利用
- ⑥ ケーススタディ

11 商標の保護

- ① 行政と商標
自治体が商標を取得する意義を実際の登録例をもとに考える
- ② 商標登録手続き
- ③ 特殊な商標の保護
- ④ 地域団体商標とGI(地理的表示)の異同

12 商標権の侵害

- ① 侵害の有無の判断基準
- ② 侵害に対する対処方法
- ③ 刑事処分

13 まとめ

◆講師紹介◆

楠井法律事務所 弁護士・弁理士 岡 浩喜 氏

東京工業大学大学院修了後、トヨタ自動車に勤務。知的財産の出願、他社特許対応、ライセンス契約等に携わる。大阪大学大学院高等司法研究科修了後、弁護士登録。現在、特許侵害訴訟や商標権の侵害訴訟に携わる他、各種法律相談業務に取り組むなど幅広く活躍。

*本講座は庁内でも実施可能です。担当にご連絡下さい

.....キ リ ト リ 線.....

日本経営協会・中部本部(竹本) 行

FAX (052) 952-7418

日本経営協会会員 一般(該当する方にレ印を付けて下さい)

60010468

「知的財産の法律と対応実務」講座・参加申込書

H30.7.10~11

ふりがな 団体名		Tel	() —	ご派遣責任者(ご連絡担当) 所属・役職名
		Fax	() —	
所在地	〒			
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当 経験年数	ご氏名 印
			年月	<通信欄>
			年月	

※御請求書の宛名についてお知らせください 【 団体名と同じ・ 異なる(宛名)】

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②本講座の運営 ③公開講座など本会事業のご案内

お申込み時点で、趣旨にご同意いただいたものとさせていただきますので、予めご了承下さい。

なお、上記③がご不要の場合は、右の□欄にチェックしてください。□不要